

就労移行支援

令和3年度報酬単価

就職後6月以上定着率が

就労移行支援 サービス費（I）	定員20人以下	5割以上の場合	1128 単位
		4割以上5割未満の場合	959 単位
		3割以上4割未満の場合	820 単位
		2割以上3割未満の場合	690 単位
		1割以上2割未満の場合	557 単位
		0割超1割未満の場合	507 単位
		0の場合	468 単位
		定員21人以上40人以下	5割以上の場合
	4割以上5割未満の場合		863 単位
	3割以上4割未満の場合		725 単位
	2割以上3割未満の場合		631 単位
	1割以上2割未満の場合		506 単位
	0割超1割未満の場合		448 単位
	0の場合		414 単位
	定員41人以上60人以下		5割以上の場合
		4割以上5割未満の場合	838 単位
		3割以上4割未満の場合	693 単位
		2割以上3割未満の場合	596 単位
		1割以上2割未満の場合	497 単位
		0割超1割未満の場合	428 単位
		0の場合	395 単位

旧単価

就労移行支援 サービス費（I）	定員20人以下	5割以上の場合	1094 単位
		4割以上5割未満の場合	939 単位
		3割以上4割未満の場合	811 単位
		2割以上3割未満の場合	689 単位
		1割以上2割未満の場合	567 単位
		0割以上1割未満の場合	527 単位
		0の場合	502 単位
		定員21人以上40人以下	5割以上の場合
	4割以上5割未満の場合		845 単位
	3割以上4割未満の場合		717 単位
	2割以上3割未満の場合		630 単位
	1割以上2割未満の場合		515 単位
	0割以上1割未満の場合		466 単位
	0の場合		444 単位
	定員41人以上60人以下		5割以上の場合
		4割以上5割未満の場合	821 単位
		3割以上4割未満の場合	685 単位
		2割以上3割未満の場合	595 単位
		1割以上2割未満の場合	506 単位
		0割以上1割未満の場合	445 単位
		0の場合	424 単位

就労移行支援

令和3年度報酬単価

就職後6月以上定着率が

定員61人以上80人以下	5割以上の場合	948 単位
	4割以上5割未満の場合	797 単位
	3割以上4割未満の場合	646 単位
	2割以上3割未満の場合	544 単位
	1割以上2割未満の場合	476 単位
	0割超1割未満の場合	400 単位
	0の場合	369 単位
定員81人以上	5割以上の場合	915 単位
	4割以上5割未満の場合	760 単位
	3割以上4割未満の場合	607 単位
	2割以上3割未満の場合	498 単位
	1割以上2割未満の場合	460 単位
	0割超1割未満の場合	374 単位
	0の場合	346 単位

旧単価

定員61人以上80人以下	5割以上の場合	919 単位
	4割以上5割未満の場合	780 単位
	3割以上4割未満の場合	639 単位
	2割以上3割未満の場合	543 単位
	1割以上2割未満の場合	485 単位
	0割以上1割未満の場合	416 単位
	0の場合	396 単位
定員81人以上	5割以上の場合	887 単位
	4割以上5割未満の場合	744 単位
	3割以上4割未満の場合	600 単位
	2割以上3割未満の場合	497 単位
	1割以上2割未満の場合	468 単位
	0割以上1割未満の場合	389 単位
	0の場合	371 単位

就労移行支援

令和3年度報酬単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
サービス管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
就労移行支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
標準利用期間超過減算	95 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位
就労支援関係研修修了加算	6 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
訪問支援特別加算	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
欠席時対応加算	94 単位

旧単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
サービス管理責任者欠如減算(0割超1割未満の場合)	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
就労移行支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
標準利用期間超過減算	95 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位
就労支援関係研修修了加算	6 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
訪問支援特別加算	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
欠席時対応加算	94 単位

就労移行支援

令和3年度報酬単価

医療連携体制加算（Ⅰ）	1日につき	32 単位	
医療連携体制加算（Ⅱ）	1日につき	63 単位	
医療連携体制加算（Ⅲ）	1日につき	125 単位	新設
医療連携体制加算（Ⅳ）	利用者が1人	1日につき	800 単位
	利用者が2人	1日につき	500 単位
	利用者が3人以上8人以下	1日につき	400 単位
医療連携体制加算（Ⅴ）	1日につき	500 単位	
医療連携体制加算（Ⅵ）	1日につき	100 単位	
精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）		180 単位	
精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）		115 単位	
利用者負担上限額管理加算		150 単位	
食事提供体制加算		30 単位	
移行準備支援体制加算（Ⅰ）		41 単位	
送迎加算（Ⅰ）		21 単位	
※同一敷地内		70 %	
送迎加算（Ⅱ）		10 単位	
※同一敷地内		70 %	
障害福祉サービスの体験利用支援加算			
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）		500 単位	
※地域生活支援拠点等の場合		+50 単位	
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）		250 単位	
※地域生活支援拠点等の場合		+50 単位	
通勤訓練加算		800 単位	
在宅時生活支援サービス加算		300 単位	
社会生活支援特別加算		480 単位	

旧単価

医療連携体制加算（Ⅰ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅱ）	250 単位
医療連携体制加算（Ⅲ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅳ）	100 単位
精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）	180 単位
精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）	115 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算	30 単位
移行準備支援体制加算（Ⅰ）	41 単位
移行準備支援体制加算（Ⅱ）	100 単位
送迎加算（Ⅰ）	21 単位
※同一敷地内	70 %
送迎加算（Ⅱ）	10 単位
※同一敷地内	70 %
障害福祉サービスの体験利用支援加算	
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
通勤訓練加算	800 単位
在宅時生活支援サービス加算	300 単位
社会生活支援特別加算	480 単位

就労移行支援

令和3年度報酬単価

支援計画会議実施加算	1回につき	583 単位	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		6.4 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		4.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2.6 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(Ⅲ)の80%	
※指定障害者支援施設で行った場合			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		6.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		4.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(Ⅲ)の80%	
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止			
福祉・介護職員処遇改善特別加算		0.9 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1.7 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1.5 %	
※指定障害者支援施設で行った場合			
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		1.8 %	

旧単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.7 %
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.9 %